

ハーモニー



(第9号)

発行：下田市役所企画財政課 編集協力：男女共同参画社会の実現を目指す市民懇話会
電話 22 - 2212 FAX22 - 3910 メール kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

“ドメスティック・バイオレンス (DV)” = 配偶者や恋人等からの暴力 =

配偶者や恋人等からの暴力は犯罪であり、人権侵害です。

あなただけではありません。女性の約 5 人に 1 人は被害を受けています。 (内閣府調査)

殴る・蹴るだけが暴力ではありません。

ほとんどの DV はさまざまな暴力が複雑に絡み合っています。

【例えば・・・!!】

身体的暴力

- 殴る、ける
- 髪を引っ張る
- 包丁を突きつける
- 首をしめる



暴力をふるわれて
いい人などいない

性的暴力

- セックスを強要する
- 避妊に協力しない
- ポルノ雑誌を見せる

社会的暴力

- 大事なものを捨てる・壊す
- 人間関係・行動を監視する
- 外出やつきあいを制限する

経済的暴力

- 生活費を渡さない
- 働かない
- 使途を細かくチェックする

精神的暴力

- 大声でどなる
- 無視する
- ののしる、侮辱する

子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 子どもを危険な目にあわせる
- 子どもを取り上げる

ハーモニーに関するご意見やご感想、掲載内容に関するご要望をお待ちしております。

下田市役所企画財政課

〒415-8501 下田市東本郷 1 丁目 5 番 18 号

FAX : 0558 - 22 - 3910 メール : kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

平成 20 年 1 月 11 日 配偶者暴力防止法が変わります！！

保護命令の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が、平成 19 年 7 月に公布、平成 20 年 1 月 11 日に施行されます。

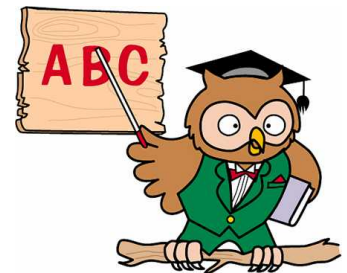
〔今までも行われてきた保護命令〕

- ◆被害者への接近禁止命令＝被害者へのつきまといや住居・職場等の近くを徘徊することを禁止
- ◆被害者の子への接近禁止命令＝被害者と同居する未成年の子へのつきまといや学校等の近くを徘徊することを禁止（※15 歳以上は本人の同意が必要）
- ◆退去命令＝被害者と加害者が生活の本拠を共にする場合は、加害者にその住居からの退去及び住居の付近の徘徊を禁止

〔今回の改正ポイント：保護命令制度が拡充されます！〕

①生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれ大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。



②被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、以下のいずれの行為も禁止する保護命令ができるようになります。

- | | |
|---|--|
| 1 面会の要求 | 6 汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付 |
| 2 行動の監視に関する事項を告げること | 7 名誉を害する事項を告げること |
| 3 著しく粗野・乱暴な言動 | 8 性的羞恥心を害することを告げること又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付 |
| 4 無言電話、連続しての電話・FAX・電子メール（緊急の場合を除く） | |
| 5 夜間（午後 10 時～午前 6 時）の電話・FAX・電子メール（緊急の場合を除く） | |

③被害者の親族等も接近禁止命令の対象となります。

配偶者が被害者の親族等の住居に押しかけて、著しく粗野・乱暴な言動を行っている事などの事情で、被害者が配偶者と面会せざるを得なくなることを防止する必要があると認めるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、被害者の親族等への接近禁止命令を発することができるようになります。

ひとりで悩まないで！思い切って相談してください！

女性を取り巻く暴力の相談窓口です。私たちがサポートします。どうぞ、お電話ください。

静岡県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）

DVに関する相談を受付ます。緊急の場合、暴力から逃れるための一時的な保護の相談に応じます。

054-286-9217（年未年始・祝日を除く月～日 9:00～20:00）

静岡県賀茂健康福祉センター

DVに関する相談を受け付ます。女性相談員が駐在しています。

0558-22-9217（年未年始・祝日を除く月～日 9:00～16:00）

県男女共同参画センターあざれあ相談室

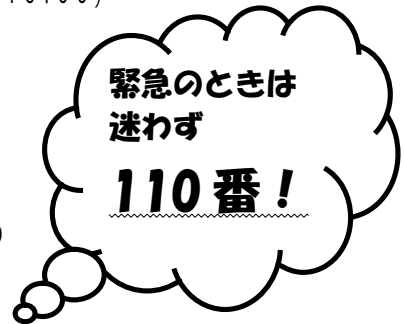
DVを含め女性が抱える様々な悩みを女性の相談員・弁護士・精神科医が受け付けています。

0558-23-7879（年未年始、祝日を除く月～金 9:00～16:00）

市内局番ですが、あざれあに直接転送されます。

< 予約制専門相談（無料） > 電話相談でご予約ください。

- ・弁護士相談 毎月2回火曜日 13:00～16:00
- ・精神科医 奇数月第3金曜日 13:00～16:00
- ・DV・その他暴力専門相談員 毎週月・水・木曜日 10:00～15:00



女性の人権ホットライン（静岡地方法務局）

054-254-3589（年未年始・祝日を除く月～金 8:30～17:15）

全国共通DVホットライン

民間団体が開設しており、全国どこからでも通話料無料でDVの電話相談ができます。

0120-956-080（月～土 10:00～15:00）

下田市福祉事務所

DV、母子家庭、生活相談、児童相談など、幅広い相談が受けられます。

0558-22-2216（月～金 8:30～17:15）



『デートDV』って知っていますか？

親密な関係となった高校生や大学生などの若者の間で、大人のDVと同様のことがおこっており、そのことを「デートDV」と呼んでいます。

婚姻関係があるかないかの違いだけで、暴力を振るう理由も原因も同じです。



相手を思いとりに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押し付けたりする「力と支配の関係」が根底にあります。

近年、デートDVの件数は増えており、決して他人事ではありません。

子どもさんの態度や言動に、日頃からしっかりと目配りが大切です。



=感じていませんか？男女を取り巻く日頃の「なぜ？どうして？」=
男女共同参画に関するご意見・ご提言を募集しています！

下田市では、平成16年に策定した男女共同参画推進プランの改訂作業を進めています。
この次期基本計画の策定作業の参考資料とするとともに、今後の男女共同参画施策の参考にする
ことを目的に、下記により皆様からのご意見、ご提言を募集しています。

<募集テーマ>

職場や家庭、地域などで皆様が感じている、男女を取り巻く
ご意見、ご提言、エピソードなどを募集します。

<募集形式>

詩、短文、文章など形式は問いません。(字数は400字以内)

<提出方法>

- ・郵送、FAX, メールから、都合の良い方法で提出してください。
- ・募集期限は、**2月28日まで**とします。
- ・応募にあたっては、住所・氏名・年齢・性別を明記してください。
ただし、資料掲載や公表では『 歳男性』という表記を行い、住所・氏名は秘匿します。

<寄せられた意見の活用方法>

- ・ご意見・ご提言は、基本計画の策定資料として使用します。
- ・公表にあたっては、個人や団体等を誹謗・中傷する内容、政治・宗教・営利などを目的とする
内容、個人情報に関する内容等について、一部公表を控えさせていただく場合があります。

<問い合わせ・提出窓口>

下田市役所 企画財政課 企画調整業務担当
住所 〒415-8501 下田市東本郷1-5-18
電話 0558-22-2212 FAX 0558-22-3910
メール kikaku@city.shimoda.shizuoka.jp

みんな来てね！
待ってるよ！！

《遊VIVA!スペシャルゆずりんコンサート~ありがとう 大好きさ~》

歌って！踊って！笑って！たま〜に、ホロリとして！
そんな楽しいコンサートが下田にやってくるよ！家族みんなで遊びにきてください。

ありがとう！を忘れていませんか？
大好き！をサボっていませんか？
お父さんもお母さんも・・・
そしてみんなも・・・
ゆずりんコンサートで感じてください！
そこにいてくれて
「ありがとう」を・・・

日時 平成20年2月2日(土)
開場 13:00 開演 13:30
会場 市民文化会館大ホール
料金 大人 1,000円
子ども 500円(2歳~中学生)
◇販売場所 市民文化会館、各プレイガイド
◎問い合わせ 下田市民文化会館 23-5151

男女共同参画情報紙「ハーモニー」は、下田市役所ホームページでもご覧いただけます。
アドレス <http://www.city.shimoda.shizuoka.jp/> 下田市役所(Top 行政 男女共同参画)